

請 願 書

内閣総理大臣 安倍 晋三 様

請願者：NPO法人「親子の絆を再生しよう」

代表・

当事者団体「Japan Children Rights」

トーマス・ペリーナ、

ヴィンセント・フィショ

緊急の事案につき、本請願書を直接お送りする非礼をお詫び申し上げます。ご不明な点がございましたら当法人のホームページ（<http://oyakosaisei.org>）のお問い合わせまでお願いいたします。

〔1〕 請願の概要

令和2年7月8日、EU議会にて、子の連れ去りに関する決議案が圧倒的多数で可決され、同決議について、同年同月9日の記者会見にて外務省から回答があり、また、同年同月14日の記者会見にて外務省および法務省から更に回答がありました。これらの回答について首相のご見解を報道機関にご開示頂きたくお願いいたします。

〔2〕 背景

一方親が他方親に無断で子を連れて別居を開始する、いわゆる「子の連れ去り」が多発しております。最近では、これに弁護士が介在して国内法を濫用する事案、例えば「DV防止法」を濫用して虚偽DVを主張した事案も増えております。その結果、連れ去られた親と子との交流も絶たれます（親子断絶）。更に、子を連れ去った親（或いは、その弁護士）が、子を連れ去られた親に対して、上記親子断絶の状態のまま婚姻費用または養育費を要求する事案、身代金誘拐とも解釈されうる事案も発生しております（別紙1）。

ご存知の通り、上記「子の連れ去り」は国際問題となっており、海外メディアは「Parental Child Abduction（実子誘拐）」と厳しく指摘し、重大な人権侵害と非難しています。平成30年3月6日には、EU26カ国の駐日大使から上川元法務大臣に、本件にも関連する書簡（親子断絶を防止できていない日本の現状を訴えたもの）が送られました（別紙2）。

このように、「子の連れ去り」に関する指摘は諸外国から繰り返し行われていますが、目立った改善はなく、令和2年7月8日の欧州連合欧州議会（以下、EU議会）では「子の連れ去り」の禁止を要請する決議に至りました（別紙3）。

〔3〕 日本とEUとの関係について

ご存知の通り、日本は、子どもの権利条約およびハーグ条約に既に批准しております。

子どもの権利条約（7条、9条等）は、親子が不当に（例えば連れ去りにより）引き離されてはならないことを趣旨の一つとします。ハーグ条約（12条等）は、連れ去られた子は原則として元の場所に戻されるべきことを趣旨の一つとします。そして、日本国憲法（98条2項）は、条約を遵守すべきことを規定しています。

日本とEUとは、平成30年に、戦略的パートナーシップ協定（SPA）を締結しましたが、これは上記条約の遵守を前提に締結されたものです。

〔4〕EU議会の要請に対する外務省の回答について

EU議会では日本が上記条約を遵守していないことが指摘されました。その本質は、

(i)「子の連れ去り」自体を禁止すること(子の連れ去りが、国際間であるか国内であるかに関わらず子どもの権利条約に違反する行為であること)

(ii)「子の連れ去り」が重大な児童虐待であること、です^(別紙3)。

これに対する外務省の回答は『・・・ハーグ条約の対象とならない日本国内の事案については、まず国内法制度に基づいて、国籍による区別なく公平かつ公正に対応してきている・・・そして、ハーグ条約の対象となる事案についても、日本は同条約に基づいて・・・一貫して適切に対応してきており・・・国際規約を遵守していないとの指摘は、全く当たらない』というものでした。

しかしながら、子の連れ去りに遭った後、合意されたはずの面会交流が履行されず、家庭裁判所調査官報告書が隠蔽され、親子関係が不当に断絶された、という事実が現にありますし^(別紙4)、本請願者のペリーナ氏(Petition No. 0841/2019)及びフィショ氏(Petition No. 0842/2019)においても、ご存知の通り、子の連れ去りに遭った後、裁判所により有利な判決が得られたにも関わらず、2年またはそれ以上の期間に亘って親子断絶の状態のままです^(別紙5)。

このように、子の連れ去りも親子断絶も現状の司法制度では依然として解決されておらず、即ち、外務省の主張する『対応』は適切なものとは到底言えません。そして、これらの事実が上記条約の何れの趣旨にも反するものとしてEU議会から強く非難されています。

また、法務省からは『・・・外務省などと連携して対応しているが海外からの意見には、誤解も散見されるので、日本の法的手続きを正確に理解してもらうことが重要・・・丁寧に説明したい』と回答されています。しかしながら、子の連れ去りは、ハーグ条約の対象となるか否かに関わらず子どもの権利条約に違反するものであり、重大な児童虐待であることがEU議会にて指摘されており、「子の連れ去り」が発生していること自体が一番の問題点ですが、外務省および法務省の何れの回答もこれに対応するものではありません。

〔5〕我々からの請願

既に、自由民主党政務調査会の“司法制度調査会2020提言”にも記載されているように、「子の連れ去り」が与党でも問題視されていることは承知の上ですが、外務省および法務省の上記回答は、国際問題を更に悪化させる失当なものです。尚、EUの関係者の一部が、外務省の回答(7月9日付英訳版)をウェブ上で閲覧しており、既に問題視されております。

従いまして、外務省および法務省を指揮する内閣総理大臣より、これについてのご見解を正式に報道機関に開示して頂くことが最良と考え、請願申し上げた次第です。

尚、DV等の嫌疑ゆえに子の引き渡しを実現されていない事案もあることは承知の上ですが、「DV防止法」等の国内法の運用は、上記条約に対応させるべく「子の連れ去り」とは独立して考えられるべきです。私どもとしては、先ず、諸外国同様に「子の連れ去り」が犯罪であるものと認識を改めて国内及び国外に声明を出すことが、EU議会に対して誠実に応じる形になると思料します。

〔6〕むすび

ご多忙のなか恐縮ですが、このような次第ですので、EU議会に対する外務省及び法務省の回答について、内閣総理大臣のご見解を報道機関に開示して頂けますよう宜しくお願い申し上げます。

以上